

福岡女子大学大学院長期履修規程

法人規程第51号
平成21年3月23日制定
令和4年4月1日改正（最終）

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡女子大学大学院学則（平成18年法人規程第34号。以下「大学院学則」という。）第5条及び第7条の規定に基づき、福岡女子大学における長期履修（大学院学則第5条第1項ただし書き及び第7条第1項ただし書きのとおり、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な履修をすることをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、標準修業年限における最終年次の者を除く。

（1）職業を有し、就業している者

（2）その他出産、介護等相当の事由があると認められる者

（長期履修の期間）

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限の2倍を超えない範囲内において認める。ただし、在学途中から長期履修を認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

（在学期間）

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、認められた長期履修期間に2年を加えた年数を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修を認められた者の在学期間は、既修在学期間に認められた長期履修期間及び2年を加えた年数を超えることができない。

（休学期間）

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、大学院学則第24条の定めるところによる。

（手続）

第6条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、長期履修申請書（別記様式）により各研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申出があったときは、当該研究科教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

（履修形態の変更）

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、一度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業履修の指導)

第7条の2 指導教員は、長期履修を認められた者の履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、公立大学法人福岡女子大学の授業料等に関する規程（平成18年法人規程第35号）に定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各研究科教授会において定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

年 月 日

研究科長 殿

学籍（受験）番号

氏 名

下記のとおり、長期履修（長期履修期間短縮）を希望するので申請します。

記

入学年月	修了希望年月日	履修期間
年 月	年 月	年 月
申請理由		
履修計画		
指導教員の意見		
指導教員氏名		

備考

- 1 就業している場合は、勤務証明書等を添付すること。
- 2 長期履修期間の短縮を希望する場合は、当初の長期履修申請書の写しを添付すること。